

# 農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地 TEL:0185-76-4611

農地の  
権利取得  
下限面積

## 泊川以北の区域を… 10アールに設定しました

○…耕作目的で農地の権利を取得(売買・貸借など)する場合の「下限面積」について、農業委員会は9月総会で、泊川以北の区域において10アールとすることを決定しました。少し難しいかもしれませんが、今回はこの「下限面積」とは何か、これまでとどう変わるのかなどについてご説明します。

### ① 下限面積って何？

農地法で「下限面積」というのは、耕作目的で農地の権利を取得する人の、取得後の経営面積の最小許可限度のことです。農地法第3条第2項では、この下限面積を50a(北海道は2ha)としています。これは農地の権利の細分化を防ぐとともに、効率的・安定的な農業経営を維持するために定められたものです。

しかし、例えば小規模な農家の多い地域で、作り手のない15aほどの田んぼが欲しいが自分の面積30aと足しても45aにしかならない…といった場合、50aの制限によって権利取得ができないことになります。

### ② 改正法で実情に即した設定が可能に

平成21年12月の改正農地法では、この法定下限面積がその地域の平均的な経営規模や耕作者不足などの実情に合わない場合、区域を定めて「別段の面積」を設定することができるようになりました。

町農業委員会でも毎年「別段の面積」設定の是非について論議を重ね、これまでは法定面積50aを維持し

てきましたが、先の9月総会で「泊川以北の区域において、別段の面積10aとする」ことを決定しました。

区域を「泊川以北」と定めたのは、基盤整備地区の有無や経営規模など営農の実情が泊川以南と以北で大きく異なること、またこの地域では特に農地を取得しやすくすることで、作り手のない農地を少しでも減らしていく必要があると判断されること、などによります。

### ③ これからはどう変わる？

農業委員会が行う「別段の面積を定める告示」の適用日(10月1日予定)後は、泊川以北の農地の権利を取得する場合、すでに権利を持っている農地と合わせて10a以上になれば取得できるようになります。必ずしも泊川以北の居住者である必要はなく、取得する農地までの通作距離内に居住し、実際に農業を営む、あるいは営もうとする人であれば取得可能です。

ただしこれは、あくまで耕作目的での権利取得についてであって、農地転用など耕作以外の目的の場合には適用されません。

◆裏面には、農業者年金「ご存じですか？ もうひとつのメリット」などを掲載しています◆

# 農業者年金

## ご存じですか？もうひとつのメリット 大きな節税効果

- ◆農家の皆さんにとっていろいろとメリットの多い農業者年金ですが、ここではあまり知られていない「節税効果」についてご紹介しましょう。
- ◆農業者年金に加入すると、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。試算例は下表のとおり。「公的年金」ならではの優遇措置で、民間の個人年金の控除額上限5万円に比べるとはるかに有利です。また加入者に配分される運用益も非課税です。
- ◆さらに将来受け取る農業者年金は「公的年金等控除」の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。
- ◆いかがでしょうか。ぜひ農業者年金へのご加入を検討してみてください。

### ■保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

税 率 (所得税+住民税10%)	所得の目安	保険料支払額別の節税額		
		月額2万円 (年額24万円)の場合	月額4万円 (年額48万円)の場合	月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
15%の場合	~195万円未満	36,000円	72,000円	120,600円
20%の場合	~330万円未満	48,000円	96,000円	160,800円
30%の場合	~695万円未満	72,000円	144,000円	241,200円

\*各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

先人に学び農業の未来をひらく

**秋田県種苗交換会**  
 第139回

2015 10月29日(土)~11月4日(金)

**湯沢市 10.29 ▶ 11.4**  
 (土7日間開催)

実る大地  
 豊かな食農  
 こまちの里で

<http://sas.yuzawamarugoto.com/index.html>

**全国農業新聞**  
 NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊  
 金曜日発行  
 月額700円  
 年額8,400円(税込)

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

## 農業委員会事務局 不在のお知らせ

湯沢市で開催される「第60回秋田県農業委員大会」に参加するため、来たる11月1日(火)~2日(水)の二日間、農業委員会事務局は終日不在となります。ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先  
**八峰町農業委員会**

〒018-2502 八峰町峰浜目名湯字目長田118番地  
 TEL : 0185-76-4611 / FAX : 0185-76-2203  
<http://www.town.happou.akita.jp/docs/2015091501037/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！